

福岡市立児童心理治療施設指定管理業務評価書

1. 指定管理者

社会福祉法人くじら

2. 指定管理期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

3. 評価対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4. 評価方法

下記①～⑤を踏まえ、別に定める「評価シート」により評価しています。

- ①当該年度の事業報告書、協定書、仕様書の内容との比較・検収により、業務が計画（予定）どおり、適正に履行されたかの確認による評価
- ②年度終了後に実施する、指定管理者の自己評価結果からの評価
- ③利用者からの意見・要望・苦情の内容と、その対応状況についての評価
- ④指定管理業務に関わる収支・経理面の評価
- ⑤業務における、不適切な行為を行った場合の評価